



埼玉県マスコット  
「コバトン」「さいたまっち」



彩の国  
埼玉県

農薬を使用する皆様へ

# 住宅地等における 農薬使用について

住宅地等で農薬を使用する場合には、飛散防止に努め、**周囲へ十分に配慮**しましょう。

農薬の飛散により、近所の方や子ども等に健康被害を及ぼすことがないように、なるべく農薬を使用しないようにしましょう。

やむを得ず農薬を使用する場合は、農薬の飛散防止に努め、周囲に十分な配慮をしましょう。

## 住宅地等とは…

学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、住宅地とこれに近接する土地や農地（市民農園や家庭菜園を含む）や森林等が対象となります。

（農薬とは、農作物を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤などをいう。）

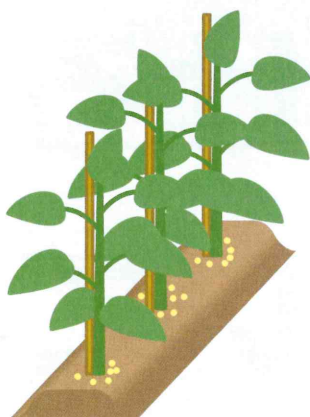
# 農薬飛散による被害の発生を防ぐために



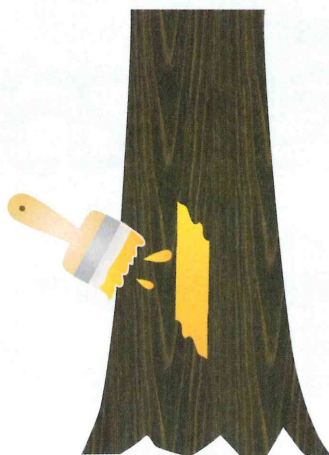
## 周囲へ飛散しにくい農薬を選びましょう

飛散しにくい薬剤（粒剤）や塗布、樹幹注入やフェロモン剤による誘引など、飛散の少ない農薬を使用しましょう。

やむを得ず農薬を散布する場合は、害虫の発生箇所のみ散布するなど、最小限の区域にしましょう。



粒剤の株元散布



塗布



樹幹注入



フェロモン剤による誘引



## 農薬を使用するときの天候や時間帯に注意しましょう

無風か風の弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行いましょう。

特に、近くに学校、通学路がある場合は、子どもがいる時間帯の農薬散布はやめましょう。



## 事前に十分な周知を行いましょう

農薬を散布する際は、事前に周囲に住んでいる方や通行する方へ十分な周知を行いましょう。

近隣に学校や通学路がある場合は、学校や保護者などにも連絡しましょう。



### 農薬散布のお知らせ

散布日時：〇月〇日（〇）

〇時〇分～〇時〇分

使用農薬：〇〇〇（殺虫剤）

使用目的：害虫防除のため

散布者連絡先：〇〇〇〇

TEL 〇〇〇〇〇〇〇〇

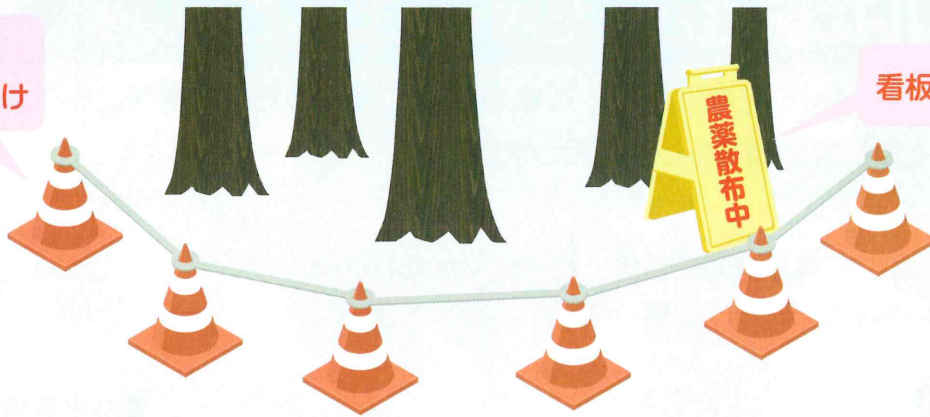
立て看板等による事前周知の記載例



## 散布区域に人が入らないよう対策を講じましょう

看板による表示などを行い、散布区域に人が立ち入ることがないように配慮しましょう。

散布区域を  
コーン等で区分け



看板による表示



## 農薬使用の量と回数を減らしましょう

### 【病害虫や雑草の早期発見に努めましょう】

観察や見回りなどを行い、病害虫被害や雑草の早期発見に努めましょう。

### 【農薬のスケジュール散布はやめましょう】

病害虫の発生や被害を確認せず定期的に農薬を散布することはやめましょう。

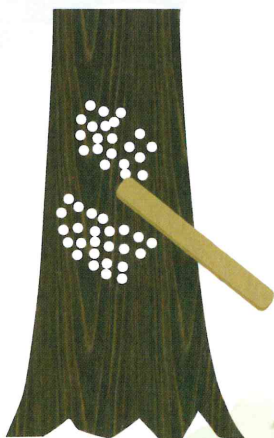
### 【栽培前に病害虫に強い作物や樹木、品種を検討しましょう】

### 【連作を避け、適切な土づくりや施肥を行いましょう】

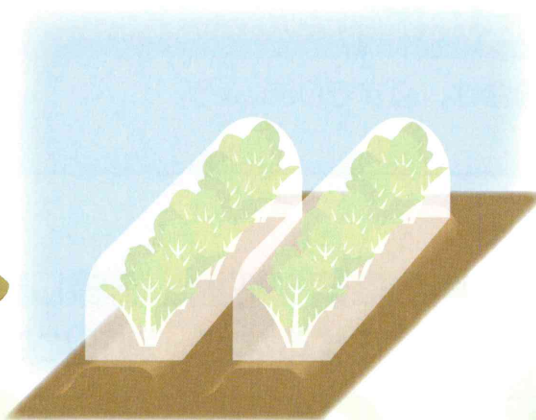
同じ土地に、続けて同じ作物を栽培（連作）すると、病害等が発生しやすくなるので避けましょう。

### 【農薬以外の物理的防除を優先して実施しましょう】

害虫の捕殺や被害を受けた部分の除去などを優先し、やむを得ない場合にのみ、農薬による防除を行いましょう。



掻き落としによる  
カイガラムシ等の駆除



不織布（防虫網）  
による被覆



コモ巻きによる  
害虫の捕殺



剪定による捕殺

# 農薬を使用する場合に守るべきこと



## ラベルに記載された内容に従って使いましょう

農薬取締法に基づいて登録された、対象の植物に適用のある農薬を、ラベルに記載された使用方法及び使用上の注意事項を守って使用しましょう。

使用基準（適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期、使用回数、使用方法等）を確認

農薬の登録を確認（特定農薬を除く）

### 〈ラベル例〉

農林水産省登録第〇〇〇号

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	10アール当たり使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	△△を含む農薬の総使用回数
□□□	灰色かび病	600倍	200～700ℓ	収穫30日前まで	3回以内	散布	3回以内
□〇□	炭疽病	500倍	150～300ℓ	収穫7日前まで	4回以内	散布	4回以内

【効果・薬害等の注意】

最終有効年月（西暦下2けた）26. 11

【安全使用上の注意】

注意事項も必ずチェック

有効年月以内であることを確認



## 農薬の使用履歴を記録し、保管しましょう

農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類名又は商品名、単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、一定期間保管しましょう。



## むやみな農薬の現地混用はやめましょう

ラベルに混用に関する注意事項がある場合は、必ず守りましょう。

### 農薬は適正に管理しましょう

- 鍵のかかる保管庫等で管理し、定期的に量を把握し記録しましょう。
- 廃棄する場合は許可を受けた業者に委託するなど、適正に処分しましょう。

埼玉県農産物安全課 ☎048-830-4053

埼玉県病害虫防除所 ☎048-539-0661

作成令和7年3月



SDGs 未来都市

埼玉県